

令和7年6月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和7年6月25日（水）

午前10時00分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1 番 小林 孝幸	2 番 楠田 孝夫	
4 番 田中 孝喜	5 番 田島 正孝	6 番 増田 京子
	8 番 谷村 英里子	9 番 村川 浩記
10 番 松下 喜光	11 番 山口 泰	13 番 西 秀敏
14 番 川島 博昭		

2. 欠席委員

7 番 高尾 晃

3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

1 番 小林 孝幸 2 番 楠田 孝夫

第2 提出議案

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第13号 農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の
要請について

「異議なし」により可決承認

議案第14号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の
要請について

「異議なし」により可決承認

第3 報告事項

報告第1号 農地改良等届出について

報告第2号 農地転用許可除外届出について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和7年6月25日（水） 午前10時00分 開会

- 溝上係長 ただいまから令和7年6月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。
開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 溝上係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 溝上係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。
本日の会議録署名委員は
「1番 小林委員」「2番 楠田委員」をお願いします。
- 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。
議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
。事務局から説明をお願いします。
- 溝上係長 （別紙資料 議案第11号の申請番号1番を朗読し説明する。）
1番の申請ですが、譲受人が遊休農地となっている申請地でそばを作りたいと検討していたところ、高齢かつ施設に入っており維持管理が困難であるため、譲渡を検討していた譲渡人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。
譲受人はこれまでも農作業に従事しており、今後も今までどおり営農活動を継続するとあります。また、草刈等を的確に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域生産活動に努めるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。
永尾地区の担当委員である「1番 小林委員」をお願いします。
- 小林委員 はい、1番 小林です。現在この農地は草が生えて荒れております。そばを作りたいとのことですが、息子さんが会社の方を引き継ぎ申請人に時間の余裕ができた

のかとおもいます。面積も広すぎるので荒らさない程度にまずは管理をしてくれたらと思います。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第 1 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第 1 1 号は、許可することにいたします。

続きまして**議案第 1 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第 1 2 号を朗読し説明する。)

申請地ですが、昭和 5 0 年頃に転用申請をせずに農業用倉庫が建てられ、現在も同目的で農機具などの保管場所として使用されております。今回、個人住宅の建て直しに伴い、敷地内の地目を確認したところ、地目が畑のままになっていることが判明したものです。正式に農業用倉庫として転用をしたいとこのことで県と協議を行った結果、「簡易手続相当に該当する違反案件」と判断されたので、追認申請をされています。

なお、簡易手続きと判断された理由としては、「簡易手続相当の違反案件の基準」のうち、「非農地化の原因が人為的なものであり、かつ 2 0 年以上引き続き非農地である土地」に該当し、申請地の原状回復は困難かつ近隣農地の耕作等への影響はないと県が判断したことによるものです。

次に被害防除計画ですが、現状のまま利用されるので、土砂流出等の被害の影響もなく、既存建物以外に新規に建物を建築しないので日照、通風等の影響はないものと思われます。排水計画ですが、雨水は水路放流により排水し、汚水や生活雑排水は合併処理浄化槽により排水されることとなっています。

以上のことから事務局としては、転用はやむを得ないものと判断します。ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長

それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。

乙長野地区の担当委員である「1 0 番 松下委員」をお願いします。

松下委員	はい、１０番 松下です。申請人の父が当時届出をすることなく農業用倉庫を建てており、申請人本人は全く知らなかったとのこと。今回地目等を調べていたら発覚したとのこと。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 （ 意見なし ）
川島会長	それではお諮りします。議案第１２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可することにご異議ございませんか。 （ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり ）
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第１２号は、許可することにいたします。 続きまして議案第１３号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第１４号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
溝上係長	（別紙資料 議案第１３号について読み上げて説明する。） 今回提出した「所有者から農地中間管理機構への促進計画」は、稗木場郷松山 1103 他合計 24 筆で、面積は、合計 58,548 ㎡となります。 利用権設定をするものは、稗木場郷〇〇さん他 10 名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田、及び変更・水田となっています。 期間はすべて令和 7 年 9 月 10 日からで、10 年間の令和 17 年 9 月 9 日までが 24 筆となっています。 （別紙資料 議案第１４号について説明する。） 次は、「農地中間管理機構から受け手への促進計画」になります。土地の所在及び面積は、稗木場郷松山 1103 他合計 24 筆で、面積は、合計 58,548 ㎡となります。利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、田ノ頭郷〇〇さん他 3 名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。 期間はすべて令和 7 年 9 月 10 日からで、10 年間の令和 17 年 9 月 9 日までが 24 筆となっています。以上、ご審議方よろしくをお願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りいたします。議案第 13 号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第 14 号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

異議なしということで、議案第 13 号及び議案第 14 号については、承認することといたします。

続きまして、議事日程第 3 報告事項に入ります。報告第 1 号「農地改良等届出について」、及び報告第 2 号「農地転用許可除外届出について」、事務局からの説明をお願いします。

(別紙資料 報告第 1 号及び報告第 2 号を朗読し報告する。)

川島会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第 3 報告事項を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会 6 月定例総会を閉会します。

*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。